平成２４年（フ）第５５１０号
東京都狛江市西野川２丁目21―３
債務者　渡邉　芳江
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１１号
東京都世田谷区桜丘１丁目16―14―203
債務者　小泉　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１４号
東京都江戸川区本一色３丁目25―12　相馬方
債務者　菓子　育夫
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１９号
東京都大田区大森北３丁目20―25　第三春美荘202
債務者　高津　城司
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５２０号
埼玉県和光市白子２丁目17―34―202
債務者　西岡　勝人
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５２２号
東京都三鷹市井の頭２丁目10―８―103
債務者　木村　　彩
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５２８号
東京都足立区関原２丁目25―４―302
債務者　小林　政行
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５２９号
東京都足立区西加平２丁目８―27
債務者　遠藤　義美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３０号
東京都足立区西加平２丁目８―27
債務者　遠藤　和子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３１号
神奈川県横浜市磯子区久木町14―12―３
債務者　滝波　　満
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３２号
神奈川県横浜市磯子区久木町14―12―３
債務者　滝波　智栄
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３５号
東京都小平市花小金井６丁目30―11―201
債務者　三島　ゆり
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３６号
東京都日野市多摩平７丁目24―15―202
債務者　田村　　健
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５３７号
東京都練馬区桜台５丁目17―17―102
債務者　伊豆野重雄
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５４０号
千葉県千葉市稲毛区天台４丁目９―９　レオパレスＳＡＫＵＲＡⅡ―203
債務者　佐藤　陽子（旧姓寺沢）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５４３号
東京都江東区辰巳１丁目10―64―102
債務者　谷口　貞夫
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部